

## 児童相談所における児童心理司の専門性に関する研究（その2）

### ータイムスタディ調査の単純集計結果からー

○ 日本社会事業大学 有村 大士 (5180)

木村 容子 (日本社会事業大学 3355)、永野 咲 (東洋大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC2 7173)、  
清水 冬樹 (旭川大学短期大学部 6541)、今西 良輔 (旭川大学 7447)、佐藤 まゆみ (和洋女子大学 5954)、  
小野セレストア摩耶 (滋慶医療科学大学院大学 5205)、村田 一昭 (愛知県立大学 1689)、  
谷口 由希子 (名古屋市立大学大学院 5941)、片岡 志保 (日本福祉大学 7485)、栗原拓也 (長崎純心大学 5906)、  
中谷茂一 (聖学院大学 2681)、栗原直樹 (十文字学園女子大学 2897)  
児童相談所、児童心理司、タイムスタディ

### 1. 研究目的

全国の児童相談所においては、子ども虐待相談が増加の一途を辿り、虐待を受けた子どもの心理的ケア、家族再統合に向けた保護者支援、子どもへの援助に関する施設や里親へのサポート等、児童心理司に求められる業務は増加し、また高い専門性が求められている。日本の児童相談所は、伝統的にチャイルドガイダンスの影響を大きく受け、子どもの保護だけにとどまらない業務を担っており、単純に諸外国と比較することは難しい。しかし、児童相談所における児童心理司の業務については、これまでもいくつかの全国調査が行われており、タイムスタディ調査などが行われてきたが、未だ適切な人員配置などについて、十分な提言が行われたとは言い難い現状にある。

本研究では、児童相談所において子どもの心理業務を担う児童福祉司の業務が円滑に行われるための人員配置モデルと、それについての適切な配置基準の算出等に向けて質的・統計的な基礎的データを得ることを目的に実施する。

本報告では、児童相談所児童心理司のタイムスタディ調査について、児童心理司単位、および児童相談所単位で業務内容とその割合を把握し、考察を得ることを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

児童相談所における心理業務の業務実態と課題を把握するため、質問紙調査を実施した。質問紙調査は、①児童相談所、および児童相談所長の現状と業務に関する認識を把握する所単位の調査票に加え、②児童心理司1人1人の業務実態を把握するための個票で構成した。

①では、児童相談所における児童心理司だけでなく、児童福祉司、医師なども含めた職員配置、相談受理件数、心理診断指導数、一時保護所の設置、建物の合築、および障害判定の実施体制などについて把握した。

②では、個人の属性として、児童相談所、および一時保護所などの配置箇所、職名、雇用形態、勤続年数、保持資格、大学、および大学院における専攻などについて把握した。平成27年2月の1週間を調査期間と設定し、1週間の業務について設定した業務内容（業務

コード)、時間、業務の対象、負担、および達成度について把握した。その上で、1週間単位の業務時間について集計を行った。なお、データの集約と分析には、Adobe Acrobat Proの集約機能、FileMaker Pro 13.0、JMP10、IBM SPSS Statics 19.0、MS Excelを使用した。

### 3. 倫理的配慮

平成26年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業を受託している日本社会事業大学社会事業研究所において、研究倫理審査を受審し、承認を得ている。ヒアリング調査結果を公表するにあたり、児童相談所名や回答者名が特定されないよう、児童相談所の特定につながる情報の公表は避け、匿名性を保った分析を実施する。

### 4. 研究結果

208カ所のうち172カ所から回答をいただき、回収率は82.7%であった。また、1059名の児童心理司から回答を得た。

#### ①所単位での分析

管轄人口の平均人口は641,110人であった。また、そのうち18歳未満人口は99,170人であった。半数以上(54.9%)で、一時保護所も含む単独設置であった。一方、半数弱の児童相談所が他機関との合築であった。加えて、その合築の形態により、心理職員の併任も行われていた。受付件数を見ると、大都市等では、虐待相談等が多いものの、全国で見ると障害相談、特に知的障害相談などが多いなど、地方間格差が大きかった。同時に、相談件数については、子ども虐待に関連する項目が多く、地方間格差があることを前提としても、子どもの虐待に対する対応がいかに大きな比重を抱えているかが示唆された。また、海外との役割の差として大きな比率を占める、子ども虐待等への対応以外の、子どもの障害への対応については、6割以上の自治体において児童相談所で対応していた。加えて、政令指定都市など、都道府県と市町村の機能を共に有している自治体ほど、障がいの判定を児童相談所から切り離している例が多かった。

#### ②児童心理司単位での分析

児童相談所の方針に応じた結果なのか、児童相談所間の差は大きかった。職員配置とかけ考えてみると、連絡調整などの時間で人材育成の差が出ていた。職員の配置状況や業務の忙しさが、連絡や調整の時間に影響を与えていることが示唆された。

統計データ等の詳細については、紙面の関係で当日の発表資料にて詳細にご報告したい。

### 5. 考察

児童相談所間の差は大きいものの、施設の配置、および考え方の差が大きかった。この点について、データと共に検討していくことの意義も大変大きいことがわかった。都市と地方などを一元的に考えることについては限界があり、児童相談所の児童心理司の業務については、その役割と機能に応じて分析を進める必要があった。

本研究は平成26年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題3の助成を受けて実施したものである。調査にご協力いただいた児童相談所の皆様、誠にありがとうございました。